

No.	募集要項		図面	質問	回答
	該当頁	項目名			
12	2頁 図2 地区区分図	事業用地		<p>図面Aに示している区域から船の積み下ろしが可能でしょうか。</p>	<p>お問い合わせの区域からの船の積み下ろしについては、漁業活動に支障を及ぼさない範囲で、排他的な利用でなければ可能です。 ただし、当該水域は公共用に供されるものであることから、船の積み下ろしに係る貸付（賃貸）はできません。漁港漁場整備法の規定に基づく水域の占用についても、漁港利用の計画上、許可できません。</p>
13	2頁 図2 地区区分図	事業用地		<p>図面Bに示している区域を船を積み下ろした後の船の移動に利用するが、土地賃貸または、払い下げは可能でしょうか。</p>	<p>お問い合わせの区域の土地は、公共用に供される行政財産であることから、地方自治法及び国有財産法の規定により、船の移動に係る貸付（賃貸）はできません。神奈川県漁港管理条例の規定に基づく占用についても、許可基準に適合しないため、許可できません。 また、漁港利用の計画上、売却（払い下げ）はできません。 ただし、お問い合わせの区域における船の移動については、漁業活動に支障を及ぼさない範囲で、排他的な利用でなければ可能です。</p>
14	2頁 図2 地区区分図	事業用地		<p>図面Cに示している区域の船用クレーンの走行は可能でしょうか。</p>	<p>お問い合わせの区域における船用クレーンの走行は可能です。 ただし、神奈川県漁港管理条例の規定により、施設を滅失若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をすることは禁止されています。船用クレーンの走行により道路を損傷した場合は、漁港管理者に届け出るとともに、漁港管理者の指示に従い、原状に復し、又は損傷によって生じた損害を賠償しなければなりません。</p>
15	2頁 図2 地区区分図	事業用地		<p>図面Dに示している赤い部分の船用荷台の走行は可能でしょうか。</p>	<p>お問い合わせの部分における船用荷台の走行は可能です。 ただし、神奈川県漁港管理条例の規定により、施設を滅失若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をすることは禁止されています。船用荷台の走行により道路を損傷した場合は、漁港管理者に届け出るとともに、漁港管理者の指示に従い、原状に復し、又は損傷によって生じた損害を賠償しなければなりません。</p>

No.	募集要項		図面	質問	回答
	該当頁	項目名			
16	2頁 図2 地区区分図	事業用地		<p>図面Eに示しているピンクラインマーカで囲われている部分の土地賃貸または、払い下げは可能でしょうか。また、赤いサインペンの線の部分で船の上げ下げが可能でしょうか？</p>	<p>お問い合わせのピンクラインマーカで囲われている部分の土地は、公共用に供される行政財産であることから、漁港漁場整備法第37条の2に規定する特定漁港施設の運営者となりうる場合を除き、地方自治法及び国有財産法の規定により貸付（賃貸）はできません。神奈川県漁港管理条例の規定に基づく占用についても、許可基準に適合しないため、許可できません。</p> <p>また、ピンクラインマーカで囲われている部分のうち、岸壁部分は、漁港利用の計画上、売却（払い下げ）はできません。親水護岸及び公園は、近傍に位置する漁港施設に係る構造上の安全性及び保全が確保できなければ、売却（払い下げ）はできません。駐車場部分は、売却（払い下げ）の検討が可能です。なお、当該土地の売却（払い下げ）については、次の点にご留意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として、当該土地上に現存する工作物等は撤去しないままの状態、売却（払い下げ）をします。 売買価格は不動産鑑定評価相当額とします。ただし、漁港施設の財産処分に伴い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく承認を受けるための補助金返還相当額等が、別途必要になります。 売却を受けて事業を行うことに伴い緑化面積が減少する場合、その緑化面積を確保する必要があります。 今後の二町谷地区の利用形態に応じて、海岸法第3条に規定される海岸保全区域の指定を受ける可能性があります。 親水護岸及び公園を廃止する場合、地元調整が必要になる可能性があります。 <p>次に、お問い合わせの赤いサインペンの線の部分での船の上げ下げは、現状では、親水護岸及び公園部分では公園の管理上認められておらず、岸壁部分では前面の水域に消波ブロックが設置されており不可能と考えられます。</p> <p>なお、土地の売却（払い下げ）を受けた場合においても、前面の水域においては漁業活動が行われていることと水深が浅いことに注意が必要です。</p>
17	2頁 図2 地区区分図	事業用地		<p>図面Fの部分のピンクラインマーカで示している部分の道路の払い下げは可能でしょうか。</p>	<p>お問い合わせの部分の道路のうち、荷さばき場に接している道路は、漁港利用の計画上、売却（払い下げ）はできません。それ以外の道路は、②～④の区画と一体で利用する場合に限り、売却（払い下げ）の検討が可能です。</p> <p>なお、当該土地の売却（払い下げ）については、次の点にご留意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として、当該土地上に現存する工作物等は撤去しないままの状態、売却（払い下げ）をします。 売買価格は不動産鑑定評価相当額とします。ただし、漁港施設の財産処分に伴い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく承認を受けるための補助金返還相当額等が、別途必要になります。 売却を受けて事業を行うことに伴い緑化面積が減少する場合、その緑化面積を確保する必要があります。
18	2頁 図2 地区区分図	事業用地		<p>図面Gに示している区域からの船の積み下ろしが可能でしょうか。</p>	<p>お問い合わせの区域からの船の積み下ろしは、現状では、親水護岸部分では公園の管理上認められておらず、岸壁部分では前面の水域に消波ブロックが設置されており不可能と考えられます。</p> <p>また、当該水域は公共用に供されるものであることから、船の積み下ろしに係る貸付（賃貸）はできません。漁港漁場整備法の規定に基づく水域の占用についても、漁港利用の計画上、許可できません。</p>

No.	募集要項		図面	質問	回答
	該当頁	項目名			
19	2頁 図2 地区区分図	事業用地		<p>図面Hに示している区域を船を積み下ろした後の船の移動に利用するが、土地賃貸または、払い下げは可能でしょうか。</p>	<p>お問い合わせの区域の土地は、公共用に供される行政財産であることから、地方自治法及び国有財産法の規定により、船の移動に係る貸付（賃貸）はできません。神奈川県漁港管理条例の規定に基づく占用についても、許可基準に適合しないため、許可できません。</p> <p>また、同区域の岸壁、荷さばき場、臨港道路は、漁港利用の計画上、売却（払い下げ）はできません。親水護岸及び公園は、近傍に位置する漁港施設に係る構造上の安全性及び保全が確保できなければ、売却（払い下げ）はできません。なお、当該土地の売却（払い下げ）についての留意点は、No.16の回答と同様です。</p> <p>ただし、お問い合わせの区域における船の移動については、漁業活動に支障を及ぼさない範囲で、排他的な利用でなければ可能です（ただし、親水護岸と公園部分では公園の管理上認められません）。</p>
20	2頁 図2 地区区分図	事業用地		<p>図面Iに示しているピンクラインマーカ一部分でゲートを設置することは可能でしょうか？また、赤いサインペンで示している部分にフェンスを設けることは可能でしょうか。</p>	<p>お問い合わせの部分におけるゲート及びフェンスの設置については、臨港道路のままで、漁港利用の計画上、いずれも不可能です。</p>
21	2頁 図2 地区区分図	事業用地		<p>図面Jで示している部分で養殖場を設置することは可能でしょうか。</p>	<p>養殖は区画漁業にあたり、ワカメ養殖、カキの垂下養殖、魚類の小割り養殖等が該当します。お問い合わせのあった部分の水域では、区画漁業権が設定されていないことから、現状では施設を設置して養殖を行うことは困難です。</p> <p>なお、当該水域は共同漁業権が設定されており、区画漁業権の設定のためには、漁業者との調整が必要です。</p>
22	2頁 図2 地区区分図	事業用地		<p>図面Kで示している部分で浮き桟橋を設置することは可能でしょうか。</p>	<p>お問い合わせのあった部分の水域は、公共用に供されるものであることから、浮き桟橋の設置に係る貸付（賃貸）はできません。漁港漁場整備法の規定に基づく水域の占用についても、公共施設でない場合は許可基準に適合しないため、許可できないことから、浮き桟橋を設置することはできません。</p>